

三木町告示第186号

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月16日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第71号

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱（平成25年三木町要綱第11号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中「

带状疱疹予防接種	生ワクチン：2,600 組換えワクチン：6,600/回
----------	--------------------------------

」の次に「

新型コロナウイルス感染症予防接種	4,600
------------------	-------

」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。